

第五次長期総合計画 前期基本計画

の検討資料

(第 7 章 国土強靱化地域計画)

第7章 国土強靱化地域計画

第1節 国土強靱化地域計画

1. 国土強靱化の概要
2. 脆弱性の評価
3. 強靱化に向けた取組

第1節 国土強靱化地域計画

1. 国土強靱化の概要

(1) 国土強靱化地域計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した、東日本大震災により、我が国は未曾有の大災害を経験しました。

この教訓を踏まえ、国においては、平成25年12月に地震や風水害をはじめとする大規模自然災害等に備えるため「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」（以下「基本法」という。）が交付・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」が策定されました。

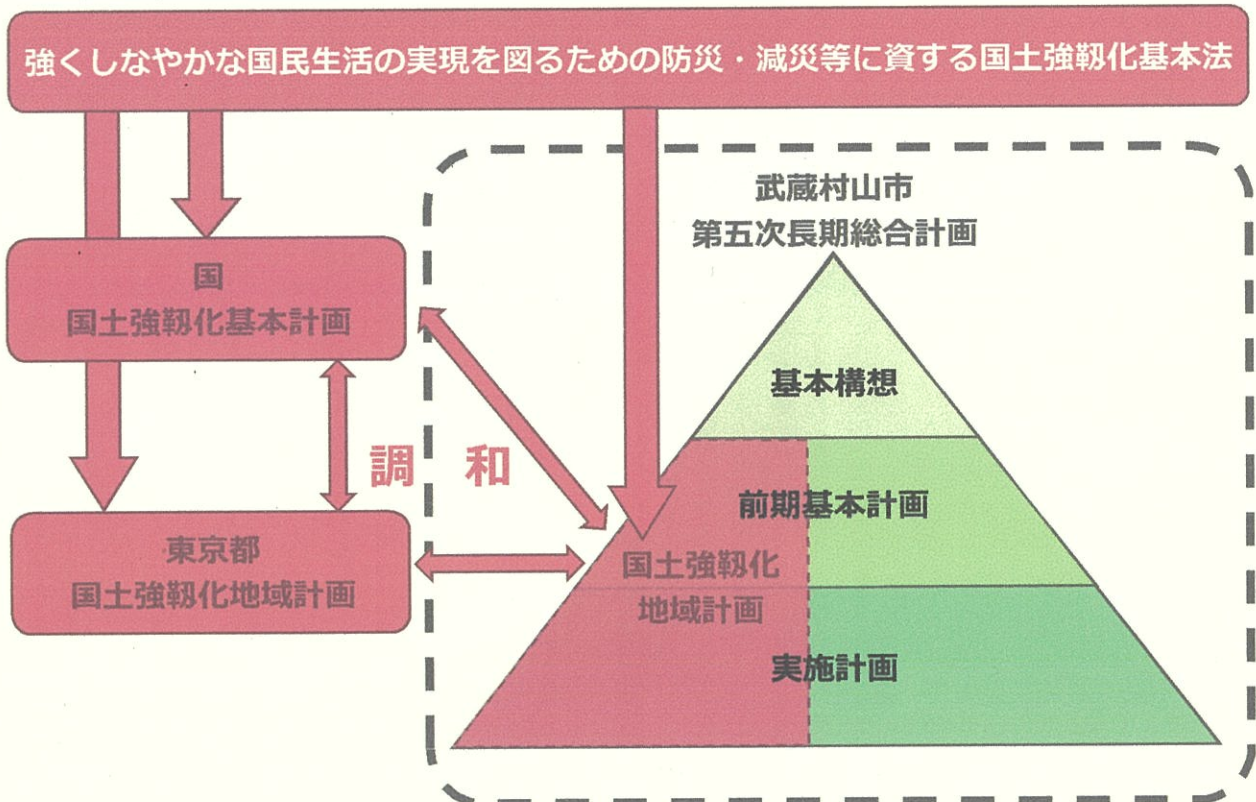
基本法第4条では、地方自治体は「地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」と規定されており、同第13条に「国土強靱化地域計画」を策定することが定められています。

これを受けて、東京都は「東京都国土強靱化地域計画」を策定し、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針としています。

本市においても、発生が懸念されている首都直下地震や多摩直下地震に加え、近年各地で大きな被害が発生している、台風や集中豪雨等による土砂災害や風水害による被害に備えるとともに、迅速な復旧・復興に資する取組を推進する必要があります。

そこで、第五次長期総合計画の策定にあわせて、本章を「武蔵村山市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）と位置付け、前期基本計画と一体的に策定するものです。

なお、地方自治体における国土強靱化地域計画の策定に当たっては、国や都道府県の国土強靱化関係の計画との調和を図ることとされています。



(2) 基本目標

基本構想で定める将来都市像「人と人との絆をつむぐ 誰もが活躍できるまち むさしむらやま」の実現のためには、災害に強くしなやかなまちづくりの推進が不可欠です。そのため、将来都市像の実現に向けた取組とあわせて、国土強靱化に関する各施策に取り組む必要があります。

本市では、次の4つの基本目標を設定して、本計画を推進します。

◆ 武蔵村山市国土強靱化地域計画の基本目標

- ① 人命を最重要事項として最大限の保護が図られること
- ② 生活インフラや行政等の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小に抑えられること
- ④ 迅速な復旧復興に取り組むことができる体制が確保されること

(*)国土強靱化に資する各種具体施策：前期基本計画の第1章から第6章に定める具体施策のうち、**強靱化**のアイコンを付けた施策

第1節 国土強靱化地域計画

2. 脆弱性評価

(1) 脆弱性の考え方

国土強靱化に基づく施策を推進し、「基本目標」を達成するには、災害に対する脆弱性を評価する必要があります。

そのため、本市の市域において被害の発生が懸念される自然災害を想定し、事前に備えるべき目標を設定し、リスクシナリオを作成します。

それぞれの「起きてはならない最悪の事態」に対する本市の脆弱性を分析・評価し、得られた課題に対して、具体施策を設定します。

(2) 想定される自然災害

本市の市域で発生が懸念される自然災害は、次のとおりです。

◆地震

- ・多摩直下地震、立川断層帯地震
- ・首都直下地震

※武蔵村山市地域防災計画から該当箇所を抜粋要約して作成（図については出典元となる東京都地震被害想定調査報告書を適宜活用）

◆風水害・土砂災害

- ・風水害（河川氾濫、都市型水害、竜巻）
- ・土砂災害

※武蔵村山市浸水・土砂災害ハザードマップ、そのリンク元の市 HP の解説文を抜粋要約して作成（武蔵村山市地域防災計画の風水害対策編は参考）

(3) 推進目標

武蔵村山市国土強靱化地域計画の基本目標の達成のために、事前に備えるべき目標を国土強靱化の「推進目標」として、次のとおり8つ設定します。

- A 直接死を最大限防ぐ
- B 迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と被災者等の健康を確保する
- C 必要不可欠な行政機能を確保する
- D 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- E 経済活動の致命的な機能不全を回避する
- F ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- G 制御不能な複合災害や二次災害の発生を防ぐ
- H 社会・経済を迅速に、かつ持続可能な形で復興できる条件を整備する

(4) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

それぞれの「推進目標」の達成に向けて、本市における「起きてはならない最悪の事態」は次の33項目とし、リスクシナリオを次のとおり設定します。

推進目標	番号	起きてはならない最悪の事態 (基本法第17条第3項)
A 直接死を最大限防ぐ	A-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	A-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	A-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	A-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
B 迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と被災者等の健康を確保する	B-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	B-2	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	B-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	B-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	B-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	B-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
C 必要不可欠な行政機能を確保する	C-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	C-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
D 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	D-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	D-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
E 経済活動の致命的な機能不全を回避する	E-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	E-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	E-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	E-4	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
	E-5	食料等の安定供給の停滞
	E-6	異常濁水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

推進目標	番号	起きてはならない最悪の事態 (基本法第17条第3項)
F ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	F-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	F-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
	F-3	交通インフラの長期間にわたる機能停止
G 制御不能な複合災害や二次災害の発生を防ぐ	G-1	地震等に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	G-2	沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の崩壊等に伴う陥没による交通麻痺
	G-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	G-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
	G-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
H 社会・経済を迅速に、かつ持続可能な形で復興できる条件を整備する	H-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	H-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	H-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	H-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	H-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

(5) 脆弱性の評価

33の「起きてはならない最悪の事態」それぞれに対して、本市が抱える脆弱性を分析・評価し、対応方針や施策等を整理しました。

個別の事態に対する詳細な脆弱性の評価結果については、資料編にて記載しております。

第1節 国土強靱化地域計画

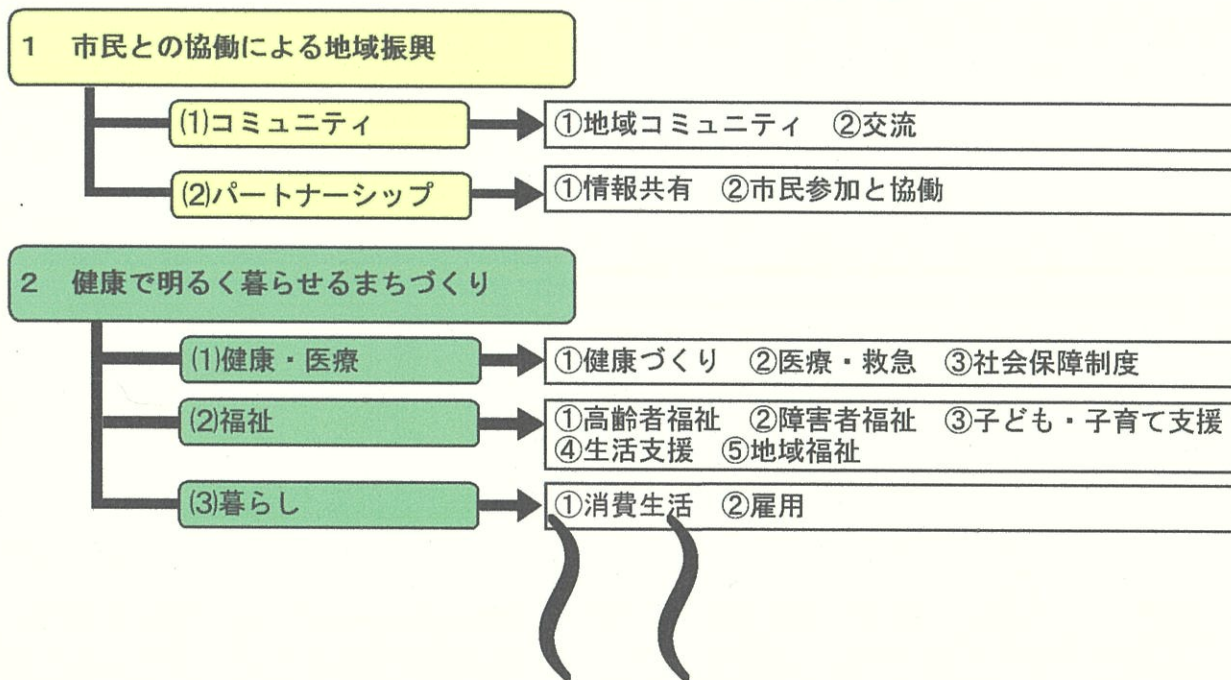
3. 強靱化に向けた取組

(1) 施策分野

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、脆弱性の評価に基づく施策を前期基本計画に定める具体施策から抽出し、国土強靱化に資する施策として位置付けます。

施策分野については、前期基本計画の施策の体系に順じて設定します。

※前期基本計画の施策の体系図を、配置等を調整した上で再掲する。



(2) 各施策分野における国土強靱化に資する取組

事前に見逃さるべき目標	A 直接死を最大限防ぐ				B 迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と被災者等の健康を確保する				C 必要不可欠な行政機能は確保する		D 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する						E 経済活動の致命的な機能不全を回避する						F フライライン、燃料供給設備、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる			G 制御不能な複合災害・二次災害の発生を防ぐ					H 社会・経済を迅速に、かつ持続可能な形で復興できる条件を整備する							
	リスクシナリオ	A-1	A-2	A-3	A-4	B-1	B-2	B-3	B-4	B-5	B-6	C-1	C-2	D-1	D-2	E-1	E-2	E-3	E-4	E-5	E-6	F-1	F-2	F-3	G-1	G-2	G-3	G-4	G-5	H-1	H-2	H-3	H-4	H-5				
施策	定住宅・建物・交通施設等の被害による多数の死者の発生	火災による多数の死者の発生	地震による多数の死者の発生	大規模な土砂災害等による多数の死者の発生	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	避難所等の被害等による救助・救急活動の遅延	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の供給停止			
1 市民との協働による地域復興																																						
(1) コミュニティ	① 地域コミュニティ	●	●	●																																		
(2) パートナースHIP	① 情報共有													●																								
	② 市民参加と協働																																					
2 健康で明るく暮らせるまちづくり																																						
(1) 健康・医療	① 健康づくり																																					
	② 医療・救急		●																																			
	③ 社会福祉制度																																					
(2) 福祉	① 高齢者福祉	●																																				
	② 障害者福祉	●																																				
	③ 子ども・子育て支援	●																																				
	④ 生活支援																																					
	⑤ 地域福祉																																					
(3) 暮らし	① 消費生活																																					
	② 雇用																																					
3 安全で快適なまちづくり																																						
(1) 安全・安心	① 災害対策	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																								
	② 消防体制	●	●			●	●																															
	③ 交通安全																																					
	④ 防犯対策																																					
(2) 都市基盤	① 都市づくり	●	●																																			
	② 道路	●				●	●	●	●																													
	③ 住宅・宅地	●				●	●	●	●																													
	④ 下水道																																					
	⑤ 廃棄物処理とリサイクル																																					
(3) 地域交通	① モノレール推進	●																																				
	② 地域交通	●																																				
4 誰もが学び活躍できるまちづくり																																						
(1) 人権	① 人権・平和																																					
	② 男女共同参画																																					
(2) 教育	① 学校教育					●	●	●	●																													
	② 生涯学習																																					
	③ スポーツ・レクリエーション																																					
(3) 文化	① 市民文化																																					
	② 伝統文化・文化財																																					
5 地域の特徴をいかした自然と調和するまちづくり																																						
(1) 産業	① 農業																																					
	② 畜産・工業																																					
	③ 観光																																					
(2) 景観	① 都市景観																																					
	② 水と緑のネットワーク																																					
(3) 環境	① 自然環境					●																																
	② 公園・緑地		●																																			
	③ 地球温暖化対策			●	●																																	
	④ 公害対策・環境美化																																					
6 計画の推進に向けて																																						
(1) 行政運営		●																																				
(2) 財政運営																																						
(3) 広域行政					●																																	
7 国土強靱化地域計画		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●